

規制対象物質一覧

注1: REACH規則SVHCについては「EU REACH規則 SVHC」に記載する。

注2: 本一覧表に掲載されない化学物質でも、条約・法・条例・業界指針等で規定されている場合はそれらを完全に順守する事とする。

例：化審法、化管法（PRTR）、ELV指令・WEEE指令・包装・包装廃棄物指令・中国RoHS・韓国RoHS、GADSL該当物質など

注3: 本一覧表に掲載されない化学物質でも、顧客要求によりその顧客向けに限定した使用禁止物質として扱う場合がある。

注4:環境負荷物質に関する顧客要求閾値が本一覽表に定める閾値未満の場合は、個別に対応する事とする。

制定日:2007年8月20日

改定日:2026年3月13日

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○：該当 △：顧客要請で該当						許容濃度及び適用限定	備 考 使用禁止物質：購入（支給品及び指定品含む）、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 全廃物質：指定期限までに全廃が必要な物質 管理物質：使用量の管理が必要な物質 *1：労働安全衛生法「特定化学物質等障害予防規則」 ○=特別管理物質 *2：○=会社で管理同意 *3：○=物質名、用途、濃度を報告のこと
			使用禁止物質	全廃物質	期限	管理物質	特別管理物質	顧客要求		
1	カドミウム及びその化合物	—	○					○	【許容濃度： 5ppm未満】プラスチック・インク・ゴム・塗料 【許容濃度： 20ppm未満】半田 【許容濃度： 30ppm未満】金属材料、および工部省指定材料	重金属／ELV指令／RoHS2、REACH SVHC、PRTR(1-75)
2	鉛及びその化合物	—	○					○	【許容濃度： 50ppm未満】プラスチック・インク・ゴム・塗料（包装用途、金属、セラミック以外） 【許容濃度： 非意図的含有1000ppm未満】金属、セラミック 【許容濃度： 鉛、カドミウム、水銀、クロム（VI）の合計値100ppm未満】包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	重金属／ELV指令／RoHS2、PRTR(1-304、1-305)
3	水銀及びその化合物	—	○					○	【許容濃度： 非意図的含有5ppm未満】RoHS除外規定以外の用途 【許容濃度： 鉛、カドミウム、水銀、クロム（VI）の合計値100ppm未満】包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	重金属／ELV指令／RoHS2、PRTR(1-237)
4	クロム（VI）化合物（六価クロム化合物）	—	○					○	【許容濃度： 500ppm未満】包装用途以外 【許容濃度： 鉛、カドミウム、水銀、クロム（VI）の合計値100ppm未満】包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	安衛法／重金属／ELV指令／RoHS2、PRTR(1-88)
5	ポリブロモビフェニル（PBB）類	—	○					○	【許容濃度： 非意図的含有100ppm未満】	有機臭素系化合物／RoHS2、化審法
6	ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE類）類	—	○					○	【許容濃度： 非意図的含有100ppm未満】	有機臭素系化合物／RoHS2、化審法
60-1	フタル酸ジブチル（DBP）	84-74-2	○					○		REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR(1-395)
60-2	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）	117-81-7	○					○	【許容濃度： 合計で0.1wt%以下】	REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR(1-355)
60-3	フタル酸ベンジルブチル（BBP）	85-68-7	○					○		REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR(1-397)
60-4	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	84-69-5	○					○		REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2
7	ポリ塩化ビフェニル（PCB）および特定代替品	1336-36-3 76253-60-6 81161-70-8 99688-47-8	○					○	【検出されないこと（0.1ppm未満）】 【意図的使用禁止】	有機塩素系化合物／化審法、PRTR(1-406) REACH付属書XVII
8	ポリ塩化ナフタレン（PCN）（塩素数1以上のもの）	—	○					○	【許容濃度： 非意図的含有5ppm未満】潤滑油、塗料	有機塩素系化合物／化審法（塩素数が2以上）
9	塩化パラフィン（CP）	—	○					○	—	有機塩素系化合物
	短鎖型塩素化パラフィン（炭素鎖長10-13、塩素含有量48wt%以上、SCCP）	—	○					○	【意図的使用禁止、不純物としての許容濃度：1000ppm以下】	有機塩素系化合物／POPs、化審法、REACH SVHC、PRTR(1-89)
	中鎖型塩素化パラフィン（炭素鎖長14-17、塩素含有量45wt%以上MCCP）	—	○					○	【意図的使用禁止、不純物としての許容濃度：1000ppm以下】	有機塩素系化合物／POPs、REACH SVHC
	長鎖型塩素化パラフィン（炭素鎖長18-、LCCP）	—					○	○	—	有機塩素系化合物／
10	マイレックス（Mirex）	2385-85-5	○					○	難燃剤、殺虫剤、かび防止剤など全ての用途	有機塩素系化合物／化審法
11	テトラブロモビスフェノールA（TBBP-A）	79-94-7	○					○	【許容濃度：非意図的含有1000ppm未満】	臭素系難燃剤（重合物は、「その他の有機臭素系化合物」とする。）
12	その他の有機塩素系化合物（ハロゲンフリー関係物質、塩素系難燃剤を含む）	—	○					○	ハロゲンフリー要求個別品（Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下） その他	有機塩素系化合物
	トリクロロサン	3380-34-5					○	○	—	消毒薬
	α-ヘキサクロロシクロヘキサン、β-ヘキサクロロシクロヘキサン、γ-ヘキサクロロシクロヘキサン	—	○					○	—	BHC、農薬、化審法
	クロルデコン	143-50-0	○					○	—	農薬、化審法
13	無機塩素系化合物（ハロゲンフリー関係物質）	—	○					○	ハロゲンフリー要求個別品（Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下） その他	無機塩素系化合物
14	ヘキサブロモシクロデカン（HBCDD） 全主要ジアステレオ異性体	25637-99-4、 3194-55-6、 134237-50-6、 134237-51-7、 134237-52-8	○					○	—	臭素系難燃剤、POPs、化審法、REACH SVHC
15	その他の有機臭素系化合物（ハロゲンフリー関係物質、臭素系難燃剤を含む）	—	○					○	ハロゲンフリー要求個別品（Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下） その他	有機臭素系化合物
16	無機臭素系化合物（ハロゲンフリー関係物質）	—	○					○	ハロゲンフリー要求個別品（Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下） その他	無機臭素系化合物
17	トリブチルスズオキシド（TBTO）	56-35-9	○					○	—	化審法、REACH SVHC
18	三置換有機スズ化合物（トリブチルスズ（TBT）化合物、トリフェニル（TPT）化合物を含む）	—	○					○	—	化審法
19	ジブチルスズ（DBT）化合物	—	○					○	【許容濃度：1000ppm未満（スズ換算）】 【許容濃度：非意図的含有1000ppm未満（スズ換算）】以下の用途に限定して禁止	—
20	ジオクチルスズ（DOT）化合物	—	○					○	・皮膚に触れる繊維 ・壁、フロアカバー ・2成分室温硬化モールドキッド（RTV-2モールドキッド）	—
21	ジクロルベンジジン及びその塩	—	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法
22	α-ナフチルアミン及びその塩	—	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法
23	o-トリジン及びその塩	—	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法、PRTR(1-231)
24	石綿（アスベスト）	—	○					○	—	PRTR(1-33)
25	ジアニジン及びその塩	—	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法
26	ベリリウム及びその化合物（酸化ベリリウムを除く）	—	○					○	【許容濃度： 1000ppm未満 】	安衛法、PRTR(1-444)、IEC62474
27	酸化ベリリウム	1304-56-9	○					○	【許容濃度： 1000ppm未満 】	安衛法、PRTR(1-444)、IEC62474
28	ベンゾトリクロリド	98-07-7	○					○	【許容濃度： 5000ppm未満 】	安衛法、PRTR(1-397)
29	エチレンイミン	151-56-4	○					○	—	安衛法、PRTR(1-54)
30	塩化ビニル（モノマー）	75-01-4	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法、PRTR(1-94)
31	オーラミン	492-80-8 2465-27-2	○					○	—	安衛法
32	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法
33	ペンゼン	71-43-2	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法、PRTR(1-400)
34	3，3'-ジクロロ-4，4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法、PRTR(1-160)、REACH SVHC
35	ニッケルカルボニル	13463-39-3	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法
36	β-フロピオラク톤	57-57-8	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法
37	p-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法
38	マゼンダ	632-99-5	○					○	【許容濃度： 10000ppm未満 】	安衛法

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○: 該当 △: 顧客要請で該当						許容濃度及び適用限定	備 考
			使用 禁止 物質	全 廃 物質	期 限	管 理 物 質	特 別 管 理 物 質	顧 客 要 求		
39	コールタール	—	○					○	[許容濃度: 50000ppm未満]	安衛法
40	アゾ化合物及び芳香族アミン類(別表※1)	—	○					○	分解によって別表の特定アミンを発生する可能性のあるアゾ色素であって人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分 [許容濃度: 合計 30ppm未満] 対象: 主資材、包装材 *他に代替材が無く、工程内で使用する製品以外の製品に混入、接触しない管理方法が確立できているものについては適用除外とする。	EU指令(76/769/EEC)
41	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物	—	○					○	副資材関係 製造時使用	—
42	オゾン層破壊物質(ODS)	—	—					—	製造時使用	オゾン層破壊物質
	CFC(クロロフルオロカーボン)	—	○					○	—	—
	HCFC(ハイドクロロフルオロカーボン)	—	○					○	—	PRTR(1-185)
	1, 1, 1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	71-55-6	○					○	—	PRTR(1-279)
	臭化メチル(メチルブロマイド)	74-83-9	○					○	—	PRTR(1-386)
	四塩化炭素	56-23-5	○					○	—	PRTR(1-149)
43	フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)	—	○					○	製造時使用(ただし冷媒用途は除く)	—
44	塩素系有機溶剤	—	—					—	製造時使用	塩素系有機溶剤
	1, 1, 2-トリクロロエタン	79-00-5	○					○	—	PRTR(1-280)
	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2	○					○	—	PRTR(1-157)、REACH SVHC
	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	○					○	—	PRTR(1-158)
	1, 2-ジクロロエチレン	540-59-0	○					○	—	—
	塩化メチレン	75-09-2	○					○	—	PRTR(1-186)
	クロロホルム	67-66-3	○				○	○	[許容濃度: 10000ppm未満]	安衛法
	トリクロロエチレン	79-01-6	○					○	—	PRTR(1-127)、REACH SVHC
	テトラクロロエチレン	127-18-4	○					○	—	PRTR(1-281)
	ペンタクロロエタン	76-01-7	○					○	—	PRTR(1-262)
	1, 1, 1, 2-テトラクロロエタン	630-20-6	○					○	—	—
	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	79-34-5	○					○	—	—
45	ハロゲン化ジフェニルメタン	—	—					—	—	—
	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	76253-60-6	○					○	—	—
	モノメチルジクロロジフェニルメタン	81161-70-8	○					○	—	—
	モノメチルジプロモジフェニルメタン	99688-47-8	○					○	—	—
46	アンチモン及びその化合物 (ハロゲンフリー関係物質)	—					○	○	その他	PRTR(1-031)
	総アンチモン(Sb元素)	—	○					○	ハロゲンフリー要求個別品(アンチモンフリー要求品) 総Sb: 700ppm以下	JEITA/IS-709、PRTR(1-031)
	三酸化アンチモン	1309-64-4	○					○	Sb2O3: 900ppm	PRTR(1-031)
47	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	—	○					○	[許容濃度: 5ppm未満]	
48	ポリ臭素化ターフェニル(PBT)類	—	○					○	[許容濃度: 1000ppm未満]	
49	ペンタクロロフェノール類	—	○					○		化審法、PRTR(1-404)
50	フルオロ酢酸類	—	○					○		
51	有機燐化合物(別表※2)	—	○					○		
52	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	○					○		化審法
53	黄燐	12185-10-3、 7723-14-0	○					○		
54	赤燐	7723-14-0	○					○	ハロゲンフリー要求個別品(1000ppm以下)	
55	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	732-26-3	○					○		化審法
56	4-ニトロジフェニル及びその塩	—	○					○		
57	オクタメチルピロホスホアルミド	152-16-9	○					○		
58	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	○					○		
59	燐化アルミニウム	20859-73-8	○					○		PRTR(1-456)
60	フタル酸エステル類(別表※3)	—	○					○		
61	放射性物質	—	○					○		
62	ビスマス及びその化合物	—					○	○		
63	ニッケル及びその化合物	—	○				○	○	肌に直接、長時間接触するパーツ	PRTR(1-308、1-309)
									粉状の物	
64	セレン及びその化合物	—					○	○		PRTR(1-242)
65	マグネシウム	7439-95-4					○	○		
66	銅及びその化合物	—					○	○		PRTR(1-272: 銅水溶性塩(錯塩を除く))を含む
67	金及びその化合物	—					○	○		
68	パラジウム及びその化合物	—					○	○		
69	銀及びその化合物	—					○	○		PRTR(1-82)
70	ダイオキシン類	—	○					○		PRTR(1-243)
71	シアン化合物(ニトリル類を除く)	—	○				○	○		金めっきの用途については適用除外(管理物質)、PRTR(1-144: 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く))を含む
72	ホルムアルデヒド(ホルマリン)	50-00-0	○					○	REACH附属書 14 に規定された試験条件下での放散量 ・家具及び木材を主成分とする成形品: >0.062mg/m3 ・家具及び木製品以外の成形品: >0.080 mg/m3	安衛法、REACH規則附属書XVII(Entry 77)、PRTR(1-464)
73	クロム化合物(六価クロム、金属クロム以外)	—					○	○		
74	ホウ素およびその化合物	—					○	○		PRTR(1-405)
75	コバルト及びその化合物(硫酸コバルト)	—					○	○		PRTR(1-132)
76	テルル及びその化合物	—					○	○		
77	タリウム及びその化合物	—					○	○		
78	バナジウム及びその化合物	—					○	○		PRTR(1-321)
79	バリウム及びその化合物	—					○	○		
80	マンガン及びその化合物(過マンガン酸カリウム)	—					○	○		PRTR(1-412)
81	モリブデン及びその化合物	—					○	○		PRTR(1-453)
82	亜鉛及びその化合物(水溶性)	—					○	○		PRTR(1-1)
83	リチウム及びその化合物	—					○	○		
84	キシレン	1330-20-7					○	○		PRTR(1-80)
85	トルエン	108-88-3					○	○		PRTR(1-300)
86	フェノールモノマー	108-95-2					○	○		PRTR(1-349)
87	砒素及びその化合物(ヒ素)	—	○					○	[許容濃度: 50ppm未満] (半導体・LED用途、並列口並列品)	安衛法、PRTR(1-322)
			○					○	[許容濃度: 1000ppm未満] (金属合金)	
			○				○	○	[許容濃度: 2ppm未満] (木製品の防腐剤) 半導体・LED用途	
88	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩	—	○					○	—	化審法、POPs、REACH付属書XVII
89	パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及びPFOA関連物質	307-35-7	○					○	—	化審法、POPs、REACH付属書XVII、REACH SVHC
90	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	87-68-3	○					○		化審法
91	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	○					○		化審法、REACH SVHC
92	天然ゴム	—	○					○	対象: 主資材 (意図的使用禁止)	
93	アジ化ナトリウム	26628-22-8	○					○		PRTR(1-11)
94	塩化コバルト(Ⅱ)	7646-79-9	○					○	[許容濃度: 1000ppm未満]	REACH SVHC
			○					○	乾燥剤(シカゲル等)に使用される湿度指示薬(意図的使用禁止)	
			○					○	湿度インジケータ(塩化コバルトを紙などに含浸させたタイプのもの) [許容濃度: 1000ppm未満] (成形品中)	
95	過塩素酸塩	7791-03-9 7601-89-0 7778-74-7 7790-98-9 10034-81-8	○					○	[許容濃度: 部品中 合計 0.1ppm未満]	米国カリフォルニア州法
96	2-メタキシエタノール	109-86-4	○					○	[許容濃度: 1000ppm未満]	GADSL classification P、PRTR(1-58)、REACH SVHC

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○: 該当 △: 顧客要請で該当						許容濃度及び適用限定	備 考 使用禁止物質: 購入(支給品及び指定品含む)、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 全廃物質: 指定期限までに全廃が必要な物質 管理物質: 使用量の管理が必要な物質 *1: 労働安全衛生法「特定化学物質等障害予防規則」 ○=特別管理物質 *2: ○=会社で管理同意 *3: ○=物質名、用途、濃度を報告のこと	
			使用禁止物質	全廃物質	期限		管理物質	特別管理物質			顧客要求
					年	月					
97	N-ニトロソジメチルアミン	62-75-9	○						○	GADSL classification P	
98	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	○						○	GADSL classification P、化審法	
99	テトラクロロベンゼン	12408-10-5 84713-12-2 634-66-2 634-90-2 95-94-3	○						○	GADSL classification P	
100	多環芳香炭化水素類(PAHs)(別表※4)	—	○						○	対象: 皮膚接触用途	
101	フマル酸ジメチル	624-49-7	○						○	[許容濃度: 非意図的含有0.1ppm未満]	
102	ビスフェノールA	80-05-7	○						○	[許容濃度: 50ppm未満]	
103	N, N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン	27417-40-9	○						○		
104	2-アミノエタノール	141-43-5					○				
105	塩化第二鉄	7705-08-0					○				
106	1, 4-ジオキサン	123-91-1					○				
107	N, N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	○						○	[許容濃度: 1000ppm未満]	
108	ヒドロキノン	123-31-9					○				
109	ノルマル-ヘキサン	110-54-3	○						○	製造時使用	
110	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	—					○				
111	タンタル	7440-25-7					○		○		
112	ガリウム	7440-55-3					○		○		
113	ノニルフェノール、ノニルフェノールエトキシレート類	—	○						○	[意図的使用禁止]	
114	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、 2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応物(BNST)	68921-45-9	○						○	対象: 主資材 [許容濃度: 0.1wt%未満]	
115	メチルフェノール化合物	95-48-7 106-44-5 108-39-4 1319-77-3	○						○	[許容濃度: 合計10ppm未満]	
116	REACH規則SVHC(付属書4参照)	—	○						○	[許容濃度: 1000ppm未満] 事前にメクテックが承認したのでない限り全資材に適用	
117	ビスフェノールF、ビスフェノールS	620-92-8, 2467-02-9, 1333-16-0, 80-09-1					○		○	100ppm	
118	臭化n-プロピル(nPB)	106-94-5					○		○	100ppm	
119	アミノエチルエタノールアミン	111-41-1					○		○		
120	リン化インジウム	22398-80-7					○		○		
121	ペルフルオロアルキル物質と ポリフルオロアルキル物質(PFAS)	—					○		○		
122	炭素数9から14のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩及びC9-C14PFCA関連物質	—	○						○	・C9-C14 PFCAs (塩を含む)の場合、25ppb未満。 ・1つまたは複数のC9-C14 PFCA関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が260ppb未満。	
123	メトキシクロル	72-43-5	○						○	—	
124	デクロランプラス (ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロオクテン)	13560-89-9	○						○	—	
125	UV-328	25973-55-1	○						○	—	
126	PFHxA関連化合物(別表※5)	—	○						○	—	
127	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)およびその塩、およびPFHxA関連物質	—	○						○	下。 PFHxAおよびその塩の合計含有量は、0.000025%以下。 PFHxA関連化合物の濃度の重量合計は、0.0001%以下。	

※1 アゾ化合物及び芳香族アミン類:EU指令(76/769/EEC第19次修正指令より)

No.	物質名(アゾ化合物 No.40)	CAS No.	禁	全	期限	管	特	客		
40-1)	4ーアミノアゾベンゼン	60-09-3	○						○	REACH SVHC
40-2)	oーアニジジン	90-04-0	○						○	REACH SVHC、PRTR(1-17)
40-3)	2ーナフチルアミン	91-59-8	○						○	
40-4)	3, 3'ージクロロベンジジン	91-94-1	○						○	PRTR(1-180)
40-5)	4-アミノジフェニル	92-67-1	○						○	REACH SVHC
40-6)	ベンジジン	92-87-5	○						○	
40-7)	oートルイジン	95-53-4	○						○	安衛法、REACH SVHC、PRTR(1-299)
40-8)	4ークロロoートルイジン	95-69-2	○						○	
40-9)	2, 4ートルエンジアミン	95-80-7	○						○	REACH SVHC
40-10)	oーアミノアゾトルエン	97-56-3	○						○	REACH SVHC
40-11)	2ーアミノ4ーニトロトルエン、5ーニトロoートルイジン	99-55-8	○						○	分解によって別表の特定アミンを発生する可能性のあるアゾ色素であって人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分 [許容濃度: 合計 30ppm未満]
40-12)	4, 4'ーメチレンービスー(2ークロロアニリン)	101-14-4	○						○	REACH SVHC、PRTR(1-160)
40-13)	4, 4'ージアミノジフェニルメタン	101-77-9	○						○	REACH SVHC、PRTR(1-446)
40-14)	4, 4'ーオキシジアニリン	101-80-4	○						○	REACH SVHC、PRTR(1-143)
40-15)	pークロロアニリン	106-47-8	○						○	PRTR(1-89)
40-16)	3, 3'ージメトキシベンジジン	119-90-4	○						○	
40-17)	3, 3'ージメチルベンジジン	119-93-7	○						○	PRTR(1-231)
40-18)	pークレジジン	120-71-8	○						○	REACH SVHC、PRTR(1-451)
40-19)	2, 4, 5ートリメチルアニリン	137-17-7	○						○	
40-20)	4, 4'ーチオジアニリン	139-65-1	○						○	
40-21)	2, 4ージアミノアニソール	615-05-4	○						○	PRTR(1-142)
40-22)	3, 3'ージメチルー4, 4' ジアミノジフェニルメタン	838-88-0	○						○	REACH SVHC
40-23)	2, 4ージメチルアニリン	95-68-1	○						○	PRTR(1-214)
40-24)	2, 6ージメチルアニリン	87-62-7	○						○	PRTR(1-215)

※2有機燐化合物

No.	物質名(有機燐化合物 No.51)	CAS No.	禁	全	期限	管	特	客		
51-1)	ジエチルパラニトロフェニルチオフォスフェイト	56-38-2	○						○ [意図的使用禁止]	パラチオン
51-2)	ジエチル(ジエチルアミドー1ークロロクロニル)フォスフェイト	13171-21-6	○						○ [意図的使用禁止]	フォスファミドン
51-3)	ジメチルエチルメルカプトエチルチオフォスフェイト	8022-00-2	○						○ [意図的使用禁止]	メチルジメトン
51-4)	ジメチルパラニトロフェニルチオフォスフェイト	298-00-0	○						○ [意図的使用禁止]	メチルパラチオン
51-5)	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	2104-64-5	○						○ [意図的使用禁止]	EPN PRTR(1-48)
51-6)	テトラエチルピロフォスフェイト	107-49-3	○						○ [意図的使用禁止]	TEPP
51-7)	トリス(2, 3ージプロモプロピル)フォスフェート	126-72-7	○						○ [意図的使用禁止]	難燃剤 EU指令(76/769/EEC)
51-8)	トリス(1ーアジリジニル)ホスフィンオキシド	545-55-1	○						○ [意図的使用禁止]	難燃剤 EU指令(76/769/EEC)
51-9)	ポリリン酸アンモニウム	68333-79-9	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-10)	トリブトキシエチルフォスフェイト	78-51-3	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-11)	リン酸トリフェニル	115-86-6	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤 PRTR(1-461)
51-12)	メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-13)	エチルホスホン酸ジエチルエステル	78-38-6	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-14)	レジノールビス(ジフェニルフォスフェイト)	57583-54-7	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-15)	サイクリックホスフォネイトエステル	61840-22-0	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-16)	ビス(2ーヒドロキシエチル)アミノメチルホスホン酸ジエチル	2781-11-5	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-17)	クレシルジフェニルフォスフェイト	26444-49-5	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-18)	オクチルジフェニルフォスフェイト	115-88-8	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-19)	トリス(2ーエチルヘキシル)フォスフェイト	78-42-2	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤 PRTR(1-458)
51-20)	トリオクチルフォスフェイト	1806-54-8	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-21)	トリエチルフォスフェイト	78-40-0	○						○ [許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤 PRTR(1-459)
51-22)	リン酸トリス(2ークロロエチル)(TCEP)	115-96-8	○						○ [許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]	難燃剤、REACH SVHC、(米国(バーモント州))

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○: 該当 △: 顧客要請で該当						許容濃度及び適用限定	備 考	
			使用 禁止 物質	全 廃 物質	期限	管理 物質	特別 管理 物質	顧客 要求			
											年
51-23)	リン酸トリス(1-メチルー2-クロロエチル) (TCPP)	13674-84-5	○						○	〔許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下〕	(米国(バーモント州))
51-24)	リン酸トリス(1, 3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	13674-87-8	○						○	〔許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下〕	(米国(バーモント州))
51-25)	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) PIP(3:1)	68937-41-7	○						○	—	米国TSCA PBT規則
51-26)	その他の有機燐化合物 (その他の燃系難燃添加剤を含む)	-					○		○		

※3フタル酸エステル類

No.	物質名(フタル酸エステル類 No.60)	CAS No.	禁	全	期限	管	特	客		
60-1)	フタル酸ジブチル	84-74-2	○						○	[許容濃度: 合計で0.1wt%以下]
60-2)	フタル酸ビス(2ーエチルヘキシル)	117-81-7	○						○	
60-3)	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	○						○	
60-4)	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	○						○	
60-5)	フタル酸ジイソノニル	28553-12-0, 68515-48-0	○				○		○	
60-6)	フタル酸ジイソデシル	26761-40-0, 68515-49-1	○				○		○	
60-7)	フタル酸ジーｎーオクチル	117-84-0	○				○		○	
60-8)	フタル酸ビス(2ーメトキシエチル)	117-82-8	○				○		○	製品主資材、包装材については使用禁止物質(合計で0.1wt%以下) 副資材については管理物質
60-9)	フタル酸ジーｎーヘキシル	84-75-3	○				○		○	
60-10)	フタル酸ジイソヘプチル	71888-89-6	○				○		○	
60-11)	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル	68515-42-4	○				○		○	
60-12)	フタル酸ジエチル	84-66-2	○				○		○	
60-13)	フタル酸ジメチル	131-11-3	○				○		○	
60-14)	1, 2ーベンゼンジカルボン酸、ジC6ー10アルキルエステル(0. 3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む1, 2ーベンゼンジカルボン酸、ジベンチルエステル、分岐および直鎖	68515-51-5 68648-93-1	○				○		○	
60-15)	1, 2ーベンゼンジカルボン酸、ジベンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0	○				○		○	
60-16)	フタル酸ジイソベンチル(DIPP)	605-50-5	○				○		○	
60-17)	フタル酸ジベンチル(DPP)	131-18-0	○				○		○	
60-18)	Nーベンチルーイソベンチルフタル酸	776297-69-9	○				○		○	
60-19)	フタル酸ジウンデシル(DuDP)	3648-20-2	○				○		○	
60-20)	フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP)	84-61-7	○				○		○	
60-21)	フタル酸ジイソデシル(DiHP)	68515-50-4	○				○		○	
60-22)	その他のフタル酸エステル類	—	○				○		○	

※4 多環芳香炭化水素類(PAHs)

No.	物質名(多環芳香炭化水素類(PAHs) No.100)	CAS No.	禁	全	期限	管	特	客		
100-1)	ナフタレン	91-20-3	○						○	安衛法、PRTR(1-302) PRTR(1-15)
100-2)	アセナフテン	83-32-9	○						○	
100-3)	アセナフチレン	208-96-8	○						○	
100-4)	フルオレン	86-73-7	○						○	REACH SVHC、PRTR(1-32)
100-5)	フェナントレン	85-01-8	○						○	
100-6)	アントラセン	120-12-7	○						○	
100-7)	フルオランテン	206-44-0	○						○	REACH SVHC REACH SVHC
100-8)	ビレン	129-00-0	○						○	
100-9)	クリセン	218-01-9	○						○	
100-10)	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	○						○	[許容濃度:各1ppm未満、27物質合計で10ppm未満] (皮膚接触用途)
100-11)	ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2	○						○	
100-12)	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	○						○	
100-13)	インデノ[1, 2, 3-cd]ビレン	193-39-5	○						○	
100-14)	ジベンゾ[a, h]アントラセン	53-70-3	○						○	
100-15)	ベンゾ[g, h, i]ペリレン	191-24-2	○						○	
100-16)	ベンゾ[a]ビレン	50-32-8	○						○	
100-17)	ベンゾ[j]フルオランテン	205-82-3	○						○	
100-18)	ベンゾ[e]ビレン	192-97-2	○						○	
100-19)	ベンゾ[r, s, t]ペンタフェン	189-55-9	○						○	
100-20)	ジベンツ[a, h]アクリジン	226-36-8	○						○	
100-21)	ジベンツ[a, j]アクリジン	224-42-0	○						○	
100-22)	ジベンツ[a, e]フルオランテン	5385-75-1	○						○	
100-23)	ジベンツ[a, e]ビレン	192-65-4	○						○	
100-24)	ジベンツ[a, h]ビレン	189-64-0	○						○	
100-25)	ジベンツ[a, l]ビレン	191-30-0	○						○	
100-26)	7H-ジベンゾ[c, g]カルバゾール	194-59-2	○						○	
100-27)	5ーメチルクリセン	3697-24-3	○						○	

※5 PFHxS関連化合物

No.	物質名(PFHxS関連化合物 No.126)	CAS No.	禁	全	期限	管	特	客		
126-1)	ペルフルオロヘキサンー1ースルホン酸	355-46-4	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-2)	アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサンー1ースルホナート	68259-08-5	○						○	
126-3)	トリデカフルオロヘキサンー1ースルホン酸と2, 2'ーイミノジエタノールの化合物(1:1)	70225-16-0	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-4)	カリウム＝1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6ートリデカフルオロヘキサンー1ースルホナート	3871-99-6	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-5)	(4ー{[4ー(ジエチルアミノ)フェニル][4ー(エチルアミノ)ー1ーナフチル]メチリデン}シクロヘキサ-2, 5ージエンー1ーイリデン)(ジエチル)アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサンー1ースルホナー	1310480-24-0	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-6)	(4ー{[4ー(ジメチルアミノ)フェニル][4ー(エチルアミノ)ー1ーナフチル]メチリデン}シクロヘキサ-2, 5ージエンー1ーイリデン)(ジメチル)アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサンー1ースルホナート	1310480-27-3	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-7)	(4ー{(4ーアニリノー1ーナフチル)[4ー(ジメチルアミノ)フェニル]メチリデン}シクロヘキサ-2, 5ージエンー1ーイリデン)(ジメチル)アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサンー1ースルホナート	1310480-28-4	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-8)	βーシクロデキストリンとトリデカフルオロヘキサンー1ースルホナートの化合物(1:1)	1329995-45-0	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-9)	γーシクロデキストリン＝モノ(1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6ートリデカフルオロヘキサンー1ースルホナート)	1329995-69-8	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-10)	トリフェニルスルホニウム＝トリデカフルオロヘキサンー1ースルホナート	144116-10-9	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-11)	1ー(カルボキシメチル)ー4ー(2ー[4ー[4ー(2, 2ージフェニルビニル)フェニル]ー1, 2, 3, 3a, 4, 8bーヘキサヒドロシクロペンタ[b]インドールー7ーイル]ビニル)キノリンー1ーイウム＝トリデカフルオロヘキサンー1ースルホナート	1462414-59-0	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-12)	ジフェニルヨードニウム＝トリデカフルオロヘキサンー1ースルホナート	153443-35-7	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-13)	テトラメチルアンモニウム＝トリデカフルオロヘキサンー1ースルホナート	189274-31-5	○						○	化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC

No.	物質名	化学物質番号 (CAS No.)	管理分類 ○: 該当 △: 顧客要請で該当							許容濃度及び適用限定	備 考
			使用 禁止 物質	全 廃 物質	期限		管理 物質	特別 管理 物質	顧客 要求		
					年	月					
126-14)	2-メチルプロパン-2-アミンとトリデカフルオロヘキサン-1-スルホン酸の化合物(1:1)	202189-84-2	○							○	使用禁止物質: 購入(支給品及び指定品含む)、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 全廃物質: 指定期限までに全廃が必要な物質 管理物質: 使用量の管理が必要な物質 *1: 労働安全衛生法「特定化学物質等障害予防規則」 ○=特別管理物質 *2: ○=会社で管理同意 *3: ○=物質名、用途、濃度を報告のこと
126-15)	ビス(4-tert-ブチルフェニル)ヨードニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	213740-81-9	○							○	
126-16)	フェニル(ジ-p-トリル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	341548-85-4	○							○	
126-17)	スカンジウム=トリス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	350836-93-0	○							○	
126-18)	ネオジム=トリス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	41184-65-0	○							○	
126-19)	イットリウム=トリス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	41242-12-0	○							○	
126-20)	S, S, S', S'-テトラフェニル[スルファンジイルビス(4, 1-フェニレン)]ビス(スルホニウム)=ビス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	421555-73-9	○							○	
126-21)	ビス(4-tert-ペンチルフェニル)ヨードニウム=トリデカフルオロ-1-ヘキサンスルホナート	421555-74-0	○							○	
126-22)	トリス(4-tert-ブチルフェニル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	425670-70-8	○							○	
126-23)	リチウム=1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6-トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	55120-77-9	○							○	
126-24)	亜鉛=ビス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	70136-72-0	○							○	
126-25)	トリデカフルオロヘキサン-1-スルホン酸とトリエチルアミンの化合物(1:1)	72033-41-1	○							○	
126-26)	ナトリウム=1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6-トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	82382-12-5	○							○	
126-27)	ビス(tert-ブチルフェニル)ヨードニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	866621-50-3	○							○	
126-28)	ジフェニル(p-トリル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	910606-39-2	○							○	
126-29)	[4-(メタクリロイルオキシ)フェニル](ジフェニル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	911027-68-4	○							○	
126-30)	2-エチル-2-アダマンチル=メタクリラート・3-ヒドロキシ-1-アダマンチル=メタクリラート・[4-(メタクリロイルオキシ)フェニル](ジフェニル)スルホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート・2-オキシオキシラン-3-ニール=メタクリラート	911027-69-5	○							○	
126-31)	19-(4-tert-ブチルフェニル)-4a, 6, 7, 9, 10, 12, 13, 19a-オクタヒドロジベンゾ[k, n][1, 4, 7, 10, 13]テトラオキサチアシクロペンタデシン-19-イウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	92011-17-1	○							○	
126-32)	19-(4-tert-ブチルフェニル)-4a, 6, 7, 9, 10, 12, 13, 19a-オクタヒドロジベンゾ[k, n][1, 4, 7, 10, 13]テトラオキサチアシクロペンタデシン-19-イウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	928049-42-7	○							○	
126-33)	ピロリジンとトリデカフルオロヘキサン-1-スルホン酸の化合物(1:1)	1187817-57-7	○							○	
126-34)	テトラエチルアンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	108427-55-0	○							○	
126-35)	テトラブチルアンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	108427-54-9	○							○	
126-36)	ベンジル(トリフェニル)ホスホニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	1000597-52-3	○							○	
126-37)	ガリウム=トリス(トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート)	341035-71-0	○							○	